

法人化を進めていくにあたって

集落営農組織の法人化の必要性

集落営農組織では、コンバイン等の高性能機械の導入や作業の共同化を進めることで、効率化を図り、構成員個々が安定して営農を継続できるように取り組まれています。

しかし、作業の効率化が進んでも、農地の受け皿となる「担い手」の確保が必ずしもできておらず、今後も組織が永続的に発展できるか、懸念材料となっています。

事実、組織によっては、構成員がそのまま高齢化し、農業従事者不足で組織運営が立ちいかなくなっているようなところも出てきています。

そのため、今は大丈夫でも、今後、5年後、10年後を考えた場合には、新たな組織形態に向けた改善が必要になっていきます。その手法の1つに「法人化」があります。

当面は、現状の営農方法でいくにしても、将来を考えれば、多様な取り組みが可能になる「枠組みづくり」として法人化を進めることが必要です。しかし、ただ法人化さえすれば全てが解決できるわけではありません。

組織を法人化し、運営をするのは農家の皆さん自らであり、今後の地域営農の継続のためには、作業の更なる共同化や、雇用、収益性の高い作物の導入などを実践していく必要があります。



法人化のメリット

1. 運転資金等の積立が可能

農業経営基盤強化準備金制度の活用

将来的に機械の導入や農地購入等の資金を法人組織内に内部留保（積立金）できる。

（設備投資の際に構成員の資金の負担軽減が可能）

2. 税法上の有利性を受けることが可能

① 収益分配を損金（費用）として処理できる。（従事分量配当）

利益を労働内容や時間等に応じ、剰余金処分として構成員に配分

② 消費税の還付が受けられる。

（課税仕入れ（課税経費）－課税売上（品代売上））÷ 従事分量配当 × 消費税率

3. 組織内外から安定した労力確保が可能

① 組織内の構成員やその家族、更には、組織外から求人が容易となる。

② 働く人の労働環境の整備・保障が可能となる。

4. 国等の施策（事業等）の活用ができる

① 中間管理機構関連交付金

② 集落営農組織の法人設立支援
↓ 40万円以内

③ 機械導入等の国庫補助事業の優先採択

法人化のデメリット

1. 会社経理となるため経理が煩雑となる。

税理士への経理処理委託や経理担当者の雇用等の経費が発生

2. 利益が生じた場合に、法人税がかかる。

※ 従事分量配当による剰余金（収益）処分をすることで、法人税の節税は可能

ただし、県・市民税は、法人所得がなくても納税義務がある。

3. 各種社会保障制度（労災保険や雇用保険等）加入の費用が発生

労災保険・作業中等のケガによる医療機関での治療費や休業による休業補償給付、後遺障及び遺族補償等が受けられる。

社会保険：給与等による雇用を行う際の医療保険（健康保険）や年金保険（厚生年金）。

※ 労働する方の農作業事故や休業補償等のため、出来れば加入することが望ましい。

今のままでも法人化は可能です！

・ 地区に合った組織像は…？

・ 営農努力が個々の所得に反映できるやり方は…？

・ 営農の多角化の目標は何か…？

まずは、自分達ができる法人の形態で実践し、年を重ねる毎に改善・発展させていくことが重要です！

法人のやり方に決まりはありません。皆さんがやりやすい方法で取り組んでください！



- ・ 農地は全て法人に貸さないと、だめか？
- ・ 収益をプールで分配するのは嫌だ
- ・ 個人機械は売却し、全作業を共同化しないとだめか？
- ・ 自分の都合で農業ができないのでは？

